

受付・回答に関する注意事項

「私の声」は、島本町政に関するご意見・ご要望などをお寄せいただくものです。次に該当するものは、「私の声」として受付または回答できない場合がありますのでご了承ください。

(受付できないもの)

- ・事務執行上の問い合わせや資料の請求、調査、アンケートにあたるもの
- ・日常的業務に関するものであり、軽易であるもの
- ・事務を所管する課等において直ちに処理できるもの
- ・本町の所管にあたらぬもの。ただし、関係機関等との連絡・調整が可能であるものを除く
- ・営利や宗教活動を目的としたもの
- ・公序良俗に反するものであり、受け付けることが望ましくないもの
- ・趣旨が不明確もしくは不明なもの
- ・その他、要望等として受け付けることが望ましくないと政策企画課長が認めたもの

(回答できないもの)

- ・住所等の連絡先が明記されていないもの
- ・匿名によるもの
- ・同一人からの意見等であって、同趣旨の内容であるもの
- ・同一内容の意見等が多数寄せられ、又は寄せられることが予想されるもの
- ・町との間で係争中または同案件について判決があったもの
- ・その他、政策企画課長が回答することが適当でないと認めたもの

公表に関する注意事項

ご意見・ご要望の内容とそれに対する町からの回答については、個人情報等に十分配慮するとともに必要に応じ要約等を行った上で、役場庁舎（文化・情報コーナー）及び町ホームページで公表させていただきます。

- ・要望等及びその処理の内容について支障のない範囲で抜粋します。
- ・要望等の内容が次のいずれかに該当する場合は、公表を行いません。
 - 「私の声」として受付を行わないもの
 - 事実と相違し、又は事実と確認できないもの
 - 個人情報等への配慮をすることでその趣旨が不明となるもの
 - 事前に公表を希望しない旨の申し出があったもの
 - 公表することにより、次に掲げるおそれのあるもの
 - (1)個人や法人等の権利利益を害するおそれ
 - (2)町の業務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれ
 - (3)第三者に誤解を与えるおそれ
- ・内容が膨大なものについては、件名のみ掲載し、内容及び処理内容を省略する場合があります。
- ・同一の案件に関する複数人からの要望等や、個人から同一案件に関して複数回要望等があったものについては、それらをまとめて作成する場合があります。
- ・公表にあたっては、個人情報等は削除や言い換えなどの対応を行います。